

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

（第一面）

知事 様

平成 年 月 日

建築主

氏名
郵便番号
住所
電話番号

印

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名
営業所名（建築士事務所名）
郵便番号
所在地
電話番号

建築確認

確認済証番号 第 号
確認済証交付年月日 平成 年 月 日
確認済証交付者

除却工事施工者

氏名
営業所名
郵便番号
所在地
電話番号

印

受付経由機関記載欄

【1. 建築主】

【イ. 種別】 (1) 国 (2) 都道府県 (3) 市区町村
(4) 会社 (5) 会社でない団体 (6) 個人

【ロ. 業種】

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 都市計画】 (1) 市街化区域 (2) 市街化調整区域
(3) 区域区分非設定都市計画区域 (4) 準都市計画区域
(5) 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
年 月間

【4. 工事種別】 (1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転

【5. 主要用途】 (業) 用建築物

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】	()	()	()
【ロ. 用途】	((多用途))	((多用途))	((多用途))
【ハ. 工事部分の構造】	((1) 木造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨造 (5) コンクリートブロック造 (6) その他)	((1) 木造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨造 (5) コンクリートブロック造 (6) その他)	((1) 木造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨造 (5) コンクリートブロック造 (6) その他)
【ニ. 工事部分の床面積の合計】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ホ. 建築工事費予定額】	(万円)	(万円)	(万円)
【ハ. 地上の階数】	()	()	()
【ト. 地下の階数】	()	()	()

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1) 新築 (2) 増築 (3) 改築)
その他((2) 増築 (3) 改築)

【ハ. 資金】 (1) 民間資金 (2) 公営 (3) 住宅金融公庫 (4) 都市基盤整備公団
(5) その他

【ニ. 建築工法】 (1) 在来工法 (2) プレハブ工法 (3) 枠組壁工法

【ホ. 種類】 (1) 専用住宅 ((1) 一戸建住宅 (2) 長屋建住宅 (3) 共同住宅)
(2) 併用住宅 ((1) 一戸建住宅 (2) 長屋建住宅 (3) 共同住宅)
(3) その他の住宅 ((1) 一戸建住宅 (2) 長屋建住宅 (3) 共同住宅)

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家)((2)貸家)((3)給与住宅)((4)分譲住宅)

【ト. 戸数】 (戸)(戸)(戸)(戸)

【チ. 工事部分の (m²)(m²(m²(m²

床面積の合計】

(第四面)

- 【1. 主要用途】 (業) 用建築物
【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他
【4. 建築物の数】
【5. 住宅の戸数】 戸
【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
【7. 建築物の床面積の合計】 m²
【8. 建築物の評価額】 千円
-

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

印のある欄は記入しないでください。

除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を 印で囲んでください。

1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社及び特別法による会社(電源開発株式会社、日本銀行等)をいいます。

1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

1欄の「ロ」は、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」、「サービス業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「運輸・通信業」、「電気・ガス業」及び「その他」の中から該当するもの(兼業の場合は、売上高の最も大きいもの)を選んで記入してください。なお、この事業区分については、次のイ、ロ及びハに留意してください。

イ. 飲食店、レストラン、キャバレー、バー等は、「小売業」に区分してください。

ロ. 旅行業は、「運輸・通信業」に区分してください。

ハ. 建築士事務所、測量業、建設コンサルタント業等は、「サービス業」に区分してください。

2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

5欄は、建築物に係る業種をできるだけ具体的に記入してください。

例. 「木材製材業」、「菓子製造業」

また、一敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合した用途を記入してください。例えば、自動車の部品を製造している会社がその構内に自動車の軸受工場の建築物と設計事務所の建築物とを建築するときは、5欄は「自動車部品製造」(業)用建築物と記入してください。

6欄は、一の建築物(1棟)ごとに記入してください。

6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物(1棟)ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、例えば、上記の後段の例書の2つの建築物については、「(1)軸受工場」、「(2)設計事務所」と各欄ごとに記入してください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途(既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、一番大きい床面積の用途について記入するとともに、「多用途」を 印で囲んで下さい。

6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

4. 第三面関係

第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

1欄の「ロ」から「へ」までは、該当する番号を 印で囲んでください。

1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、住宅金融公庫等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融公庫」住宅とは、住宅金融公庫から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。

1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の

主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般的には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

一件の建築工事で1欄の「へ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

1 欄は、一敷地内の全建築物の総括的な用途を記入してください。

2 欄、3 欄及び6 欄は、該当する番号を 印で囲んでください。